

湖西市老人福祉センター指定管理業務仕様書

湖西市老人福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、募集要項及び協定書に定めるもののほか、この仕様書による。

1 目的

センターの管理運営について、老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、湖西市老人福祉センター条例のほか施設に関する諸法令・通知に基づき、円滑かつ効率的に実施できることを目的として定める。

2 施設管理に関わる主たる業務内容

(1) センターの維持管理に関する業務

施設設備の保守は、関係法令を遵守して適正な管理を行うこと。また、設備の保守点検等を再委託する場合は、原則として競争入札を実施し経費の削減を図ること。

- ・施設及び附属設備の維持・管理に関すること

- ア 清掃に関すること

- 常に、施設内を清潔に保ち、利用者が快適に利用できるように配慮すること。

- イ 防災に関すること

- ・防災訓練の実施

- ・湖西市に災害対策本部が設置された際には、所管課と緊密な連絡をとり情報収集努め、使用者の安全確保を第一とすること。

- ・施設内において事故等があった場合は、直ちに応急処置を施す等、人命救助を優先とした必要な措置を講じるとともに、所管課に連絡をし、事後には文書で顛末を報告すること。

- ウ 防犯・防火に関すること

- ・施設内の防犯・防火に努めること。

- エ 小破修繕に関すること

- オ アからエまでの業務に類する業務または付帯する業務で湖西市が必要と認めるもの

- ・備品の維持・管理に関すること

- ア 保守・点検に関すること

- イ 小破修繕に関すること

- ウ アからイまでの業務に類する業務または付帯する業務で湖西市が必要と認めるもの

- ・緑地の管理に関すること

- ・衛生管理に関すること

- ア 調理設備、食器、飲料水及びその他の設備を衛生的に管理すること。

- ・高齢者の介護予防・地域共生・地域福祉に関する講座や教室等を実施すること。

- ・上記の業務に類する業務または付帯する業務で湖西市が必要と認めるもの

(2) センターの維持管理に関する業務

- ・使用の許可・制限・許可の取り消しを行うこと。

(3) 高齢者の介護予防・地域共生・地域福祉に資する活動

- ・センターによる高齢者の介護予防教室、居場所、通いの場、高齢者相談等の取り組み等

(4) その他センターの管理に関して市長が必要と認める業務

3 業務の一部再委託

委託業務のうち、再委託が認められる業務は以下のとおりとする。なお、これら以外の業務で再委託を行う場合にあっては、指定管理者は市の承認を得なければならない。

- ・廃棄物運搬、清掃、事業系一般廃棄物収集運搬、自動ドア、冷暖房設備、消防設備、自家用電気工作物保安、フロン使用機器点検、警備等

4 職員配置

指定管理者は、センターの管理運営に従事する職員を次のとおり配置するものとする。

管理事務員 1人

職員は、指定管理者が雇用契約を結ぶ職員であり、専ら2に示す業務に従事する。（人材派遣等の利用は不可とする。）

5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) センターの施設及び設備並びにその利用者の特性等を十分把握し、施設の利用における事故が発生しないよう利用者の安全に十分配慮すること。
- (2) 個人情報の適正な管理にあたり、個人情報保護法、湖西市個人情報の保護に関する法律施行条例、湖西市個人情報の保護に関する法律等施行規則を遵守すること。
- (3) 職員は、雇用中のみならず退職後等も業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) センターの設置目的を達成する中で効率的な運営を務め、経費の節減を図ること。
- (5) 管理運営業務の実施状況及び経理の状況、その他必要な事項について、市長が必要と認める書類を調整すること。
- (6) 管理業務を円滑にするため、年1回以上市と連絡調整の場を設けること。

【問い合わせ先】

湖西市役所 高齢者福祉課（湖西市健康福祉センター内）

住所 〒431-0442 湖西市古見 1044 番地

電話 053-576-1212 FAX053-576-1220

E-MAIL kourei@city.kosai.lg.jp